

## 1. 案内情報

- 手続名 : 入出港届の省略許可  
手続根拠 : 港則法施行規則第21条第1項  
手続対象者 : 特定港に入港しようとする船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員  
提出時期 : 入出港届の省略をしようとするとき  
提出方法 : 原則、書面又は電子申請  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : なし・1通  
申請書様式 : 入出港届省略許可申請書(第2号様式)  
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長  
受付時間 : 提出先にお問い合わせください  
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

## 3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 同一船舶を同一場所に係留すること。  
(2) 概ね月10回以上入港すること。  
標準処理期間 : 1～2日程度  
不服申立方法 :